



監督署からのお知らせ (2021年8月)

石巻労働基準監督署
令和3年8月18日

職場の安心・安全を推進し、今日よりもっといい明日を目指しましょう!

〈 令和3年7月末現在の労働災害発生状況 〉

7月末現在の状況は、休業4日以上の労働災害が前年同月比24.0%増と先月よりも増加率が拡大しています。特に、水産食料品製造業では、硫化水素中毒により1名の死亡災害が発生し、全業種を通じての死亡災害ゼロが途切れたところ
です。また、建設業では、これまで前年度に比較して減少傾向であったところが増加に転じています。



事業者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況かとは思いますが、「安全はすべてに優先する」ことを改めて徹底願います。また、働く皆さまには、自らと一緒に仕事する仲間の命と健康を守るため、どんなときでも仕事にしっかりと向き合ってください、安全の確保をお願いします。

< 石巻管内の労働災害発生状況 (令和3年7月末時点) >

業種	令和元年確定値		令和2年確定値		前年比		令和3年1~7月		令和2年1~7月		前年同月比	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全業種	364	5	362	3	-2	-2	243	1	196	2	47	-1
製造業	110	0	100	2	-10	2	66	1	56	2	10	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	44	1	28	2	16	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	37	1	25	2	12	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	46	0	41	0	5	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	23	0	21	0	2	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	18	0	12	0	6	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	5	0	8	0	-3	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	18	0	13	0	5	0
商業	38	0	43	0	5	0	40	0	19	0	21	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	29	0	16	0	13	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	14	0	19	0	-5	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	10	0	16	0	-6	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	59	0	48	0	11	0

石巻署2年分析



宮城労働局の状況



石巻署分も掲載

〈 働く方の健康診断は済みましたか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 〉

労働安全衛生法では、事業者に対して、働く方を雇い入れた際やその後定期に一般健康診断を義務付けています。また、特定の有害な作業・業務を行わせる事業者に対しては、一般健康診断とは別に、それに従事する方などの特殊健康診断を義務付けています。上記以外にも、常時50人以上を使用する事業者に対しては、年1回、働く方のストレスチェックを義務付けています。そして、これらの健康診断等を実施した後、異常の所見が認められた場合には、医師から意見を聴き、意見を踏まえた対策を講じるなど適切な事後措置が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、健康診断実施機関との調整などに例年よりも時間を要する場合があります。早期・計画的に進め、健康診断と事後措置を行うことが働く方の健康を確保し、企業とその顧客も守ることとなります。

また、9月は「全国労働衛生週間準備期間」です(本週間は10/1~10/7)。全国労働衛生週間実施要綱にある実施事項も参考に、健康診断の確実な実施などを中心とした労働衛生水準向上のための取組の充実・強化をお願いします。

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に
健診・検診を
受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会)

「職場の健康診断実施強化月間」の
プレスリリース資料



「全国労働衛生週間」のプレスリリース資料

《 確かめよう、労働条件！ 》

経営者と働く方との間で最も重要なことは、相互に信頼すること、そして、適正な労働条件です。法令に違反する内容であったり、合意したことと異なる実態であったりする場合、働く方から経営者に対する信頼は失われ、生産性も低下することとなります。そのようなことを防止するためにも、法令の基準を満たす労働条件であるかをしっかりとチェックしましょう。

厚生労働省では、経営者の方、働く方それぞれに合わせた「労働条件に関する総合サイト」を開設し、労働条件に関する情報提供、Q & A、相談先の紹介、労働条件のチェック、36 協定届出や就業規則作成のための支援ツールなどを用意していますので、ご活用ください。



「労働条件に関する総合サイト」はこちらから

《 「業務改善助成金」がご利用しやすくなりました。ご活用をご検討ください！ 》

厚生労働省では、生産性向上を支援し、事業場内最低賃金が引き上げられることを目的として「業務改善助成金」を設けています。8月からは、新型コロナウイルス感染症等の影響などを踏まえ、支給要件の緩和や支援制度の拡充を図っています。具体的には、業況の厳しい事業主に対して、助成上限額の450万円から600万円への拡大、対象となる設備投資範囲の拡充を行うとともに、すべての事業主に対して、引き上げる賃金額コースの増設、同一年度内の複数回申請の可能化を図りました。

詳細については、宮城労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

なお、雇用環境・均等室では、その他にも「働き方改革推進支援助成金」なども取り扱っています。



「業務改善助成金」の要件緩和・支援制度拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外、コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間に45円コースを増設。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、年度内の複数回申請を可能とする。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366

労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483

労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます(9:00~16:00)

(気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2階(ハローワーク気仙沼と同じ建物) 電話：0226-25-6921)

宮城労働局石巻ページ 宮城労働局メール

